

近世初期ケルンにおける救貧制度改革とその展開

櫻井美幸

【要約】 一般に西欧諸都市では、一六世紀前半市政府主導による救貧制度改革が行なわれた。従来救貧改革はプロテスタント都市特有の現象であると説明されてきたが、最近では、都市の経済危機と周辺人口の流入に対処する為の宗派を問わない社会統制の試みであったと理解されている。ドイツ最大の人口を擁すカトリック都市ケルンにおいても、救貧制度改革がなされた。しかしそれは市参事会のイニシアティブの下になされた抜本的な社会制度改革ではなく、教区組織と教会といった、中世から続く地縁的紐帯の下でなされたものであった。それが少しでも「改革」の名に値するとしたら、人文主義の素養を身につけた一部の富裕市民による、個人的な救貧システムの改良への努力の結果であったといえる。しかも彼らの動機は、死後の救霊という伝統的な救済観念に基づいていた。従ってケルンでなされた改革は、中世から持続していた都市の救貧システムの「改良」というべきものであった。

史料 八四巻四号 二〇〇一年七月

はじめに

中世都市ケルンの政治体制に関する研究は、戦後多くの蓄積がなされている。特に政治ツンフト「ガツフェル」を基盤とする市政統治体制、所謂ガツフェル体制の民主的性格を肯定するプラーニッツ等の古典学説に対しては、一九六〇年代以降様々な批判に曝されているのが実情である。代表するのはヘルボルン、ミリッツァーによる、参事会員、四四人委員

会の構成員の出自に関する丹念なブロンフォグラフィ研究^①である。これ等の成果により、ガツフェル体制とは、全ての手工業者に開かれた民主的な政治統治体制ではなく、古い門閥支配から、特定の新しい名望家層による寡頭支配に変化しただけであったことが明らかにされた。

しかしガツフェルの民主的性格等に関して今だに議論の盛んな中世後期と比較すると、近世、特に一六世紀の都市の社会構造に関する研究はあまりに少ない^②。ケルンは一六世紀を過ぎても、尚人口五万に迫る大都市であり、ガツフェル体制の成立以後、ケルンの市政構造に如何なる変化も起こらなかった訳では決してない。一六世紀という時代は、政治的には有力な市参事会員の中から特定の六人が三年毎に市長職を代替する慣行が定着した時期である。但し市政の閉鎖化が進行し支配層の固定化がなされたことと、市参事会の権限の強化、統治支配権の集権化とはケルンでは必ずしも結びつかなかったのである。この点に関する解明は十分にはなされていないが、近世ケルンの社会構造を別の視点から明らかにしようとする新しい論究が、シュヴェルホフに依ってなされた^③。彼は一六世紀ケルンにおける犯罪統制と裁判制度に関し分析を行ない、一六世紀という時代は都市役人の道德腐敗と専門知識の欠如が恒常化しつつある時代であったと結論付けた。彼は被疑者の関係者の請願による恩赦が習慣化していたことを挙げ、市参事会の警察権力の脆弱さを証明した。この著作は、政治史を追うだけでは解明が難しい市当局の市民統制の問題に、犯罪と裁判という側面から接近を試みたという点で、高く評価出来る。

このように、政治上の役割とは別に市参事会が市民生活に対し如何に社会統制を行なってきたかという課題は、膨大な蓄積のあるケルン史の中で従来あまり顧みられてこなかった領域である。しかし、市民生活を規律化し、困窮する市民には扶助を与えるといった、世俗当局としての市参事会の役割を探ることは、市参事会の *Ordnung*^④としての権限が如何に強化されていたかを見る上で必要になってくる。特にケルンは強固なカトリック信仰の都市とされ、経済的側面においては、市参事会は、ケルン市内の教会が保持していたワインなどの搬入における免税特権を廃することを一六世紀に成功

させている。^⑤ その意味で、社会統制の面でも世俗当局の成長と共に教会の影響力は後退したのか、つまり両者の力関係の変化を探るにはケルンという都市は最適である。その探求の方法として、都市の扶助システムの形成と拡大、更には慈善思想が支配層に浸透する思想的背景を分析することが、一六世紀ケルンの市政構造を社会統制という側面から照射するという意味では非常に有益になる。特に本稿では、市当局が救貧対策の側面でも如何に市民生活を律していったかに焦点を当てたい。

何故社会統制の見る為には救貧改革の分析が有効かという点、一六世紀の二〇年代、カトリック、プロテスタントを問わず西欧各都市で世俗当局主導による救貧改革が実行されたからである。この時代の救貧問題に関する研究の歴史は古い。救貧改革がプロテスタンティズムの所産であるとみる伝統的な見方のものから、最近はこの差異を相対化し、各都市の個別の事情を分析することで改革内容や改革の成否を問おうとする論考が多い。確かにカトリックのイーブルでみられた救貧改革が、内容のルター派的性格が当時から論争の標的にされたことを考えると、宗派の差異から救貧改革の背景を探るという手順は適切ではない。ケルンの場合も強固なカトリック信仰の都市という概念に捉われすぎると、改革の本質を見誤ることになる。それよりもファン・ルイス・ビーベスやドミンゴ・デ・ントー、更にエラスムスに代表される人文主義者の救貧に対する思想が諸都市でなされた救貧改革に多大な影響を与えたとするデイヴィスの主張の方が、^⑥ 何故ほぼ同時に救貧改革がヨーロッパ各都市で実行されたかという原因を究明する上で説得力を持つ。従って筆者もこの立場に立ち、人文主義の浸透と改革の進展は大きな繋がりがあると考えている。その為ケルンの救貧システムの変化と拡大を見ていく上で、プロテスタント都市との比較は本稿では主眼にないことを付け加えて置きたい。

一五二〇年代に各都市で行なわれた救貧改革の骨子は、浮浪行為を制限する代わりに困窮市民に対しては基金を設立し扶助を行なおうとするものであった。^⑦ 一般に改革は市政府の主導でなされ、基金の運営は市政府の監督下に置かれた。しかしケルンでは勿論他の多くのカトリック都市と同様に基金の設立もなく、改革条令が起草されることもなかった。では

ケルンの救貧システムはどのように機能していたのか。ケルンの救貧制度に関する信頼出来る研究のうち最も古いものは一九二五年のヴォイコヴスキー・ビーダウの著作である^⑧。彼は一五世紀後半から、市参事会が市の救貧施設の管理権を教会の手から奪うことにより、救貧制度自体の市営化を達成していったと結論付けた。しかし彼が主張している市営化の根拠とは、施療院の管理者 (Provost) の任命権が教会から市参事会に移管されたことと、施療院の市参事会に対する財政報告の義務化であり、これらの事実を以て市民への扶助システムが改善されたとするにはあまりにも不十分であるといえる。一九八六年のユッテの著作はケルンの救貧改革とフランクフルトの改革とを比較したものである^⑩。ユッテはヴォイコヴスキー・ビーダウの著作に対し、微細な事実認定の誤りを指摘した上で、ケルンでは市参事会主導の救貧改革が進展しなかったことを認め、代わりに教区共同体による教区内の在宅貧者の為の扶助体制の存続を強調した。一次史料を丹念に駆使した結果による彼の結論は納得出来る。しかし彼はこうした救貧制度の分権とすべき状態が何故近世以降も効力を保持し得たのか、また宗派を問わず各都市でみられた救貧制度の集権化と位置付けられる世俗当局の統制が成功しなかったのかという理由を明確にしていないし、教区共同体についても中世から近世にかけての構造の変化を無視している。別の論考で彼はフーコーの「規律化」概念をケルンの改革に当てはめようとしているが、彼が規律化の説明に用いたのは市参事会による浮浪規制条令の頒発である。結局フランクフルトとの比較においても、他のカトリック都市とも類似性のないケルンという都市の独自性を際立たせる結果に終わっており、プロテスタントとカトリックの比較という面で、ケルンはカトリックのステレオタイプにはなり得ないことを露呈している。

従って本稿では救貧改革に対する市政府、教区共同体、教会と富裕市民の態度個々に観察し中世末期から近世にかけての変化の過程を追った上で、近世初期ケルンの統治体制と市民生活の統制強化という問題に対し、救貧制度という点からケルン社会を照射することを目的とする。都市当局が、他都市とは異なり救貧制度を変革する必要が存在しなかったとしたら、その背景は何に求められるのか。先ず中世末期から強化された市参事会の浮浪規制の効力に関して述べ、次いで市

民に対する困窮の緩和がどのように努力されていったかを分析する。最後に救貧改革の理論的支柱であった人文主義思想のケルンでの発展過程にも触れ、近世初期ケルンの救貧システムの全体像を具体的に提示したい。

- ① 両者とも「ガッツフェル体制」の革命的性格を否定する立場にありながら、その成立を各市民層の間における妥協によるものとし、制度的断絶を唱えるヘルボルト。体制の起源を商人ガッツフェルに求め、指導層の社会的連続性を強調するミリッツァーでは、微妙に立場が異なる。W. Herborn, *Die politische Führungsschicht der Stadt Köln des Spätmittelalters*. Bonn 1977. K. Müller, *Führungsschicht und Gemeinde in Köln im 14. Jahrhundert*, in: W. Ehbrecht (Hrsg.), *Städtische Führungsgruppen und Gemeinde in der vorstehenden Neuzeit*. Köln/Wien 1980. Ebd., *Die kölnner Galfen in der zweiten Hälfte des 14. und zu Beginn des 15. Jahrhunderts*, in: *Rheinische Viertelblätter* 47, 1983, S. 124-147.
- ② 最近までの研究史に関しては、田北廣道「中世後期ケルンにおけるシンフトと政治統合——「ガッツフェル」体制の意義をめぐって——」『中世後期ライン地方のシンフト「地域類型型」の可能性』九州大学出版会 一九九七年、一一三頁から一四〇頁までが詳しい。一六世紀以降のケルン市政を扱ったものとして、ごく最近のもののみ挙げておく。
- W. Ehbrecht (Hrsg.), *Verwaltung und Politik in Städten Mittelalters*. Köln 1994, S. 85-113. G. Schwerhoff, *Apud populum potestas? Rats Herrschaft und korporative Partizipation im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Köln*, in: K. Schreiner und U. Meier (Hrsg.), *Stadregiment und Bürgerschaft*. Göttingen 1994, S. 188-243. R. Giel, *Politische Öffentlichkeit im spätmittelalterlich-frühneuzeitlichen Köln (1450-1550)*. Berlin 1998. J. Deeters, *Die Kölner Bürgermeister in der frühen Neuzeit*, in: G. Müller und G. Schwerhoff (Hrsg.), *Köln als Kommunikationszentrum*. Köln 2000, S. 365-402. 邦語文献では、「ケルン参事会員ヘルマン・フォン・ワインスベルク」と「六人衆」【比較都市史研究】一八二二-一九九九年が、市参事会員の「名譽」を扱っている。
- ③ G. Schwerhoff, *Köln im Kreuzerhör. Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in einer frühneuzeitlichen Stadt*. Bonn/Berlin 1991.
- ④ 普通「お上」や「当局」を訳されるが定訳はない。「オーブプリヒアイト」という日本語やその使用している研究があるが「コッパ」は原語のまま使用する。
- ⑤ 森谷美幸（拙稿）「中世後期ケルンにおける都市と教会——市参事会による教会政策を中心に——」『史料』八二—三、一九九九年、四四頁から七五頁参照。
- ⑥ N. Z. テイウイス、成瀬駒男他訳『愚者の王国 異端の都市』平凡社 一九八七年、三八頁以下参照。
- ⑦ 金ローレンを扱った包括的な研究のものを挙げる。M. Mollat, translated by A. Goldhammer, *The Poor in the middle ages* (原題 *Les pauvres au Moyen Age*). London 1986. T. Fischer, *Städtische Armut und Armenfürsorge im 15. und 16. Jahrhundert*. Göttingen 1979. B. Gemek, *Geschichte der Armut*. München/Zürich 1991. (邦題『隠れみと縛り首』早坂真理訳 平凡社 一九九三年刊) R. Jütte, *Poverty*

and Deviance in Early Modern Europe. Cambridge 1994.

⑧ 例えはニュルンベルクの救貧条令に關しては、C. Sachsse, F.

Stadt, *Geschichte der Armenfürsorge der Deutschland*. Stuttgart 1998.

原史料が掲載されている。イーブル改革の内容に關しては、河原温

「中世末期における貧困と都市の社会政策——イーブル改革を中心と

して」『歴史学研究』五八七、一九八八年、三六頁から四六頁。ケレ

メク、前掲「憐れみと縛り首」一九六頁から二〇三頁参照。

⑨ V. v. Wolkowsky-Biedau, *Das Armenwesen des mittelalterlichen Köln*

in seiner Beziehungen zur wirtschaftlichen und politischen Geschichte oder

Stadt. Diss. Breslau 1891.

⑩ R. Jütte, *Obrigkeitsliche Armenfürsorge der frühen Neuzeit. Statistisches*

Armenwesen in Köln und Frankfurt/M. Wien, Köln und Graz 1983.

⑪ R. Jütte, *Disziplinierungsmechanismen in der Städten Armen-*

fürsorge der frühen Neuzeit. in: *Soziale Sicherung und soziale Disziplinierung.* Frankfurt/M. 1986, S. 101-118.

一 浮浪規制と労働強制

ケルンも中世後期、特に一五世紀の半ば以降都市内に流入する浮浪民の増加に悩まされるようになる。ケルンでは輸出向けの基幹産業が毛織物業から絹織物、金細工業へ移りゆく構造転換期に当たり、また親方層と職人層間の階層分化も進行していた。さらに周辺農村の食料危機や疫病の流行などが重なり、大量の貧民が都市に流れ込んで来ることとなる。都市当局が治安の保全と市民保護という観点から最初に行なった施策は、余所者と市民を線引きし、前者に対しては市内から排除し、浮浪行為を取り締まることであった。

市参事会備忘録中にみられる最古の浮浪規制は一四二七年のものである。②ここで市参事会は「男でも女でも、イタリア、ドイツまたは他国出身のもので、のらくら者、放蕩者、浮浪者、下男下女、われらの都市内を単に何もしないでうろついている者達のうちで、体が壮健、健康でパンを手に入れることが出来、良き人々の為に奉仕しようと思えば出来るのにその気力がない者達」で、「一週間以内に仕事に就かない者」を警視 (Gewaltlicher) と塔役人 (Turmeister) に市外追放するように命じている。そして何度も市内に舞い戻って来た場合には先程の都市役人達が彼らを「首枷をはめて拷問にかけ、

服を脱がせ鞭打った後「市外へ再度追いやるよう指導した。時代が下るにつれ、規制令の数は増え、規制の対象になる者も増加するようになる。一四七三年にはスコットランド人、ポーランド人も市外追放の対象となり、市民が自分の家などにこれらの者を隠匿していた場合は、身体検査の後、塔に監禁してから警視に引き渡すよう命じた。

一五五〇年までの間、参事会備忘録にみられる物乞い、外国人、ジプシーなどの市外追放を命じた浮浪規制令は、個人を除き計二五回発布されている。こうした事実からは治安警察としての市参事会の強い意志と、本来援助を受けるべき地元の貧民への配慮を見て取ることが出来る。規制令の頻発の理由を、市参事会が、社会を規律化しようとする試みであると評価することも可能だが、結局規制の効力が上がらなかつた為、何度も同内容の命令を発布せざるを得なかつたと見做す方が適切である。というのは、一七世紀まで市内には恒久的な監獄は存在せず、罪人は重罪と判断されケルン大司教の伯が管轄する上級の参審裁判所に送致されない限り、市の市壁にある各塔に一時的に拘留された後簡単な誓約をするのみで釈放されるのが常態であつたからである。^⑦

また命令を執行する都市役人の質についても考慮する必要がある。都市の治安を保全する役目を担う参事会員の中から選出される都市役人は、犯罪一般の取締りを行なう警視（Gewaltlicher）、都市の防備を監督する守衛頭（Sinnmeister）、監獄の機能も備える塔の管理を行なう塔頭（Turmeister）であつた。この時代の塔役人によって取られた犯罪調書を基に、都市の治安体制に関し考察を行なつたシュヴェルホフに依れば、^⑧これらの都市役人の定数は常時二人しか設定されておらず、しかも他の都市役人と同様に一定の家系が世襲で受け継ぐことの多い名誉職に近い役職であつた。従つて彼らに犯罪行為を取り締まる能力や体力を有したとは到底推測できない。事実、浮浪者を見付けだし、追放行為を執行していたのは警視の部下である警吏達であつた。警吏の中でも特に浮浪者の監督、取締りを担当したのは「ならず者の王様」^⑨、別名クロックルゲンと呼ばれた特別に参事会によって任命された者であつた。史料上の初出は一五一三年である。^⑩ここでは市参事会が「ならず者の王様」を選ぶまで警吏が市内の浮浪者の追放をするよう命じている。彼らに対する市民の評判はあま

り芳しくなかった。彼等の評判が悪かった理由についてはいくつかの参事会報告の内容から推測することが可能である。というのは、彼らは浮浪者の側から浮浪行為を見逃してくれる代わりに何某かの金銭を賄賂として懐に入れていたことが分かるからである。一五三六年、市参事会の塔頭に対する「ならず者の王様」達をフェーデ放棄誓約と引き替えに釈放するよう命ずる報告の中で、「ならず者の王様」が市場に居る貧しい人々から金銭を取ることのないよう塔頭に命じているのである。更に一五四八年の塔頭の市参事会への報告の中では、「ならず者の王様」が物乞いや病人から金銭を取ると引き替えに都市内で自由に行っている、警視は彼を四日間水とパンのみで拘留する旨が書かれている。一五一三年の市参事会令で示されているように、彼らは一応都市と雇用関係にある都市役人であつた。しかし彼らの俸給は警視と比較するまでもなく低く、市民の中でもかなり下層に属する者達がこの役職を担っていたと考えられる。市参事会は一五四四年警視に対し、警吏達の間で蔓延っている悪弊を正し新しい規則を作成して市参事会に提示するよう命じている。この「悪弊」とは先程の賄賂を指すようだ。警吏達が浮浪行為を見逃した理由を、単純に賄賂の魅力にあつたと判断することも可能であるが、ここに抑圧される者同士としてのある種の連帯感が浮浪者への憐れみや同情に変質し、警吏達にそのような行動を取ることを選択させたと考えられることは行き過ぎではないだろう。

しかし同じ都市役人であつても、参事会員の中から選出される警視達は明らかに都市の上層に属する者が職を担っていた。上層市民が抱く浮浪者像の一端を垣間見せているのが多くの浮浪規制令に登場する次のような文言である。一五二七年の参事会令の中で、参事会は警視と塔役人に対し、市内の通りを徘徊する豚を逃がした市民から罰金を取った上で農場に追いやるよう命じた次に、物乞い、のらくら者を市外追放にする旨が並列して述べられている。「ならず者の王様」には浮浪者の追放の他に、徘徊する豚や犬などの処分という公衆衛生上の役目を担わされていたことが分かる。つまり上層市民にとつて浮浪者も豚も通りを汚す障害物に過ぎなかつた。勿論、一六世紀後期に生きたケルン市参事会員でワイン商人であつた日記作者ヘルマン・フォン・ワインスベルクのように貧民に対し同情的な意見を述べる上層市民もいたことは確認

出来るが、彼のような人物は恐らく少数であったに違いない。

この時代、西欧各都市で似た内容を持つ浮浪規制令が発布されているが、その理由に関してN・Z・デイヴィスは人文主義の影響を示唆している^⑩。都市の参事会の中枢を占める上層市民達には人文主義思想に傾斜する者が多かった。彼ら独特の「美意識」が浮浪者を排除しようとしたというのだ。ケルンにおける人文主義の拡大に関しては第三章で扱うのでここでは詳細に述べないが、ケルンでも人文主義を奉じる者は多かった。整然とした都市景観を求める者達には、恐らく浮浪者の群れは治安を乱す危険極まりない者達であり、障害物であった。従って浮浪者の追放を命じる上層市民たる都市役人と、実際に命令を執行する下級官吏達の間には貧民を巡る意識の差異が存在したのである。このように命令指揮系統で軋轢があったと仮定すると、職務の迅速で正確な遂行を難しくしたと推測したとしても決して的外れではないだろう。

更に規制の実行の障害になったと思われるのが、市内に散在する教会施設の存在である。一五四七年、市参事会は警視と警吏に、説教の最中ケルン大聖堂に入り、お喋りをしている者達を静かにさせ物乞いを追い払うよう命じている^⑪。しかし二年後の一五四九年、市長の報告の中で次のような事実が明らかとなる。司教座聖堂の首席司祭がケルン市に文句を言ってきたのであるが、その内容は「ならず者の王様」が何人かの物乞いを大聖堂から連れ出して行ってしまったので、彼らを逮捕したその場所（聖堂内）に戻すよう求めたのである。参事会はこの要求に対し、塔役人に件の物乞いたちを尋問させ、犯罪性がない場合は釈放するように命じる一方、大聖堂の中に物乞いを戻すことは許さなかった。教会所領内では市参事会の権力を行使し得なかったことを示唆する事例である。中世後期以降も、教会にとっては物乞いは「キリストの貧者」として保護する対象であり続けた。特に司教座聖堂の場合、聖堂参事会員は貴族家系出身者に限定され、身分上大司教に直属していたから、市参事会の命令を遵守しなければならない義務はなかった。有力市民から成る世俗の教区共同体が財産や運営の管理を行っていた教区教会以外に、律院、修道院など世俗権力の及ばない教会所領を多く持つ教会施設が独自に貧民に喜捨などの保護活動を行っていたことも、参事会の発布する規制の実行を難しくしたに違いない。

以上の事実から、シュヴェルホフが強調したケルン市当局の犯罪統制権の脆弱さは、浮浪行為の取締りという側面においても証明されたといつて良いだろう。他都市と同様にケルン市参事会も浮浪者に労働を奨励した^②。しかし仕事を持たない者に仕事を斡旋したり職業訓練を受けさせるといったことはなされなかった。また地元の貧民に対しては、基金を設立することで救貧資金を一本化することも試みなかった。一見市参事会の一連の浮浪規制の措置は地元の貧者に配慮しているかのようにみえるが、具体策の欠如は明確である。

以上の考察から明らかにされたのはケルン市参事会の救貧体制の整備に対する消極性である。しかし救貧改革への消極性がそのままこの時代のケルン市では救貧システムが機能していなかったこと、市参事会が中世以来の救貧制度に何の手も加えなかったということの意味するのではない。本章では地元貧者の扶養という問題に焦点を当て、一六世紀の救貧体制がどのように機能し、そして徐々に変化を遂げていったかを探る。

- ① 経済構造転換説に関しては次を参照。F. Isigler, *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*, Wiesbaden 1979, の学説が抱える諸々の問題点に関して、田北廣道「インジューラーの中世後期ケルン」『経済構造の転換』論の諸問題」『比較都市史研究』二二―一九八三年。
- ② W. Stein (Hrsg.), *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert* (以下略 Akten), Bd. I, Bonn 1983, S. 699.
- ③ 仕事に就かず、市内を放浪する者達を、ケルンでは特に *Mullenstober* と呼んでいた。イルシーグラーはこの名称をクレインの水車押しに由来するのではないかと見做しているが、単に「ヨシ層」程度の意味かも知れない。F・イルシーグラー、A・ランツタ著 藤代

- 幸一訳「中世のマウツサイターたち」白水社 一九九二年、一三二頁。
- ④ Stein, a.a.O., *Akten I*, S. 699, „beyde vrauwen ind man, yuss Weischen, Dytyschen ind anderen Landen, vort mynlenstoesser, weygenger ind ledichgenger, knechte ind maichde, hie in unser stat gaint Interlichen up ledichgank umb yre gyleyre, die doch starck ind gesunt synt ind yr broit wynnem ind guden luden dienen moechten ind desnyet doin en willent...“
- ⑤ 一四七三年五月一九日と七月一九日。Stein, Ebd., Akten II, S. 499.
- ⑥ 数の算定は Stein の Akten 及び M. Huiskes (Hrsg.), *Die Ratsmemoriale und ergänzende Uebersetzung* Bd. I, 1320-1545. Düsseldorf 1990, M. Groten (Hrsg.), *Beschlüsse des Rates der Stadt Köln* 1320-

1550（以下略 *Beschlüsse*）, Bd. II-V, Düsseldorf 1989-1990の各市参事会備忘録から行なった。

⑦ ケルンの裁判制度に関しては、林毅「中世都市ケルンの裁判所制度」『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂 一九九一年所収、八五頁から一〇五頁を参照。

⑧ Schwerhoff, a. a. O., *Kreuzerhöl*, S. 445.

⑨ Bubenkong, この役職はクロック、クロックケルゲンとぶう渾名と、類繁に史料に登場する。警史の中から特に任命されていた。最初は一人だけであったが、次第に複数形で史料に登場することになることから、一つの集団となつてつたらしい。一五三〇年に活躍したスーター・ホルンという人物がよく知られてゐる。

⑩ 一五一三年六月一〇日。Groten, a. a. O., *Beschlüsse* II, S. 76.

⑪ 二人の市民女性が、彼らと市参事会を悪し様に罵つたことにより、塔に一時的に拘留された。一五三〇年十一月八日。Ebd., *Beschlüsse* III, S. 749.

⑫ 一五三六年二月一日。Ebd., *Beschlüsse* IV, S. 367.

⑬ 一五四八年二月一七日。Ebd., *Beschlüsse* V, S. 565.

⑭ 一五四六年三月三日、「ならず者の王様」達が、市参事会に対し給

料を上げてくれる様要求している。レントマイスター（会計頭）は、これを認めたらしい。Ebd., *Beschlüsse* III, S. 749.

⑮ 一五四四年五月一六日、十月二二日。Ebd., *Beschlüsse* V, S. 206, 245.

⑯ 一五一七年一月七日。Ebd., *Beschlüsse* II, S. 364.

⑰ F. Lau (Hrsg.), *Das Buch Wansberg. Denkmalrücken aus 16. Jahrhundert*. Bd. IV, Bonn 1898, S. 143.

⑱ デイヴィス、前掲「愚者の王国 異端の都市」八九頁から九〇頁。

⑲ 一五四七年一月一日。Groten, a. a. O., *Beschlüsse* V, S. 554.

⑳ 一五四九年一月十一日。Ebd., *Beschlüsse* V, S. 654.

㉑ 都市役人に、大聖堂の前を浮浪する物乞い達に土を運ばせるなど、都市の為に役立つ仕事をさせる様提案してゐるのが、一五二九年一月三日。Ebd., *Beschlüsse* II, S. 586. 浮浪者に通りを掃除させ、木屑を運ばせる様に都市役人に命じてゐるのが、一五三〇年一月二二日。Ebd., *Beschlüsse* III, S. 735.

㉒ デイヴィス、前掲「愚者の王国 異端の都市」五五頁。但し、健康な乞食に対して行なつた強制労働は、リヨンでも挫折している。

二 市民の扶養

一 節 教区共同体の「貧者の食卓」

中世を通じてケルン市で貧者救済を担つていたのは第一に教会施設であつた。市内に散在する修道院や律院

(Kollegialität)^① は定期的な食事の施しなどの喜捨の他に、自らの所領内に病人や貧者を收容する施療院を備えていた所もあった。市参事会は教会施設が管理していた施療院の監督権を掌握していった。しかし一六世紀には既に律院内の施療院は大抵年金受給者の為の扶養施設へと変質しており、中世後期に建設された市営の施療院も巡礼者や余所者の貧民を期限付きで一時的に收容する簡易宿泊所ようになっていた。^② 従ってこれらの施設に地元の貧者を扶助する余地は残されていなかった。代わりに地元貧者の救済を行なったのはArmenbreiter、「貧者の食卓」という教区共同体が運営する救済システムであった。

この教区共同体による救済システムは低地地方でターフェル^③と呼ばれるものと同様であり、ターフェルの方は既に一二世紀に存在が確認される。低地地方では近世へ移行する中で次第にこのシステムは市当局の管理下に一本化されていくのだが、ケルンではやっと一五世紀に二つの教区で存在したことが確認されるのみで、大半の教区で整備されるようになってしたのは一六世紀を過ぎてからであった。従ってこの時点までは教会の喜捨が十分機能していたことを示唆している。しかし市参事会も一五世紀後半から市内の浮浪・乞食行為を一掃する為浮浪規制令を頒発するようになった以上、余所者の區別して地元の「良き貧者」を選別して援助を行なう必要に迫られたのである。通常ならニュルンベルクやイープルでなされたように、都市当局が指導して教区の救済システムの監督を遂行することになるのだが、ケルンではそうはならなかった。

一五二五年、ケルンではラインガウ地域で発生した農民騒擾の影響を受け、一部市民を中心に市参事会に対する反乱が起こった。その首謀者達が起草し、参事会に突き付けた全一八四条から成る要求書の中で興味深い条項がある。一六九条において「……全ての教区において二人の名譽ある人物を選出し、聖ペーター、聖ヤーコブ教区でなされているように、(教区)教会内で毎日曜と聖なる日に教区内の貧しい在宅貧者の為に食事を振る舞い、喜捨を集めるように」と要求している。この記述から分かるのは、一五二五年時点で上手くBettlerが機能していた教区は一つだけだったということであ

る。この要求に対する市参事会の回答は「同様のものが命令されるよう指導する」^⑤というものであったが、結局市参事会がBreiterの設立と整備を全教区に命じるといったことは以後もなかった。最終的に市内一九の教区のうち一七の教区でBreiterは教区共同体の主導で機能するようになるのだが、喜捨方法、受け取り人数などは個々の教区で全く統一されない形で行なわれた。設立年もかなりばらつきがみられ、喜捨の内容も食物による現物支給であったり現金であったりした。大体において選ばれた貧者が、土日や聖人の日など特定の日に教区教会内の特別の建物に行き、喜捨を受け取っていた。その際ミサ出席は義務とされ貧者は寄付者の魂の救済を祈ることを強制された。資金は教区民の自主的な寄付によって賄われた。従って基金額は常に一定という訳にはいかず、同じ教区でも年代により受け取り人数や喜捨額が変動した。しかし人数や喜捨額が減らされたりすることはなかったので寄付は減少することはなかったと思われる。

ではBreiterの管理、運営を行なう教区共同体の構造とは如何なるものであったのだろうか。ここで注意しておくべきは、ケルン市内の一九の教区が全て画一的な発展を遂げた訳ではなかったということである。ローマ時代の旧市壁内とラインVorstadtにある六つの教区は早くから富裕商人の定住がみられ、俗人による教区共同体の形成が迅速に進んだ地域であった。それに対し市壁に面する外側の教区群、ゼヴェリン（マグダレーナ）、アポステルン、クニベルト等は古くから律院が存在した為、教区領域の形成は非常に早かったものの、律院の影響が濃く俗人による教区共同体の教区運営はなかなか進まなかった。^①此等の教区は広大な支配領域を持ち、一六世紀を過ぎても律院の管理する葡萄畑が散在する農村的性格を備えた地域でもあった。

教区共同体の全体構造に関しては、形成期を除いてあまり研究が進んでおらず全体像を把握することは困難であるが、共同体の役人に関しては教区内の有力者から選出されていたことははっきりしている。ヘルマン・フォン・ワインスベルクの回想録に依れば、共同体の頂点に立つのはKirchmeister（教区長）であり、役人の中から選出されていた。^②定数は教区毎に異なるが大体二人から四人位であったようである。Breiterを管理していたのはArmenprovisorという役人である。

では実際如何に教区の Better が運営されたのか。

規約が残っている教区がある。これはライン Vorstadt にある小聖マルティン教区の規約であり、この教区は教区共同体と教区教会に祭壇を持つマリア兄弟団が共同で Better を運営していた。規約は一五三五年に作成され、規約の確認者は教区共同体の四人の教区長と、三人の兄弟団の代表者 Provisor と二人の兄弟団の Meister であつて、教区の Armen-provisor は設定されていない。喜捨は毎年七回マリアの祝祭日に教区教会の庭にある建物で分配がなされた。但しこの Better は兄弟団員と教区内の在宅貧者の他に、教区外の在宅貧者にも権利を与えていた。また受け取りの有資格者に關しては上記の役人達の他に寄付の寄進者が決定することも可能であつた。貧民救済以外の教区共同体の仕事としては、教区司祭他の教区聖職者の選任や教会財産の管理、教区の初等学校の経営の責任などを任されていた。教区司祭の提案権を俗人の集団である教区共同体が握つていたことは、教区共同体の教会権力からの自立性、つまりケルン大司教からの自立性を示す一定の指標となり得る。一九の教区のうち、市の中心部に位置する六の教区では既に一三世紀の段階で争いの後教区司祭の提案権の獲得に成功していた。

しかしここで再度考慮を必要とするのは市内の律院の存在である。律院が市内外に広大な治外法権領域を持つていたことは先述したが、市民の司牧に際しても多大な影響力を保持していた。一一のうち六つの律院が教区教会と緊密な関係を結んでいた。律院の会員の多くは時代が下るにつれケルン市民層出身者が多くなつていった。例えば律院聖パンタレオンは聖マウリティウス教区の教区司祭の提案権を握つていたし、律院聖クニベルトでは首席司祭が同名の聖クニベルト教区の教区司祭を兼ねているといった具合であつた。このように教区民の司牧を強く律院に依存していた教区では、俗人集団の教区共同体は順調に發展せず、教区の Better も盛んには行なわれなかつた。唯一、律院聖ゲオルクがある聖ヤーコブ教区では、教区長が三人の教区司祭の候補者を律院の会員から選び、首席司祭がその中から一人を選ぶという変則的な手法を取つていた。以上のように律院の影響が強い教区とそうでない教区とで教区共同体の権力構造の差異がみられるとい

うことは、市当局が市内の教区全域に統一した形で救貧システムを強制することは不可能である、という結論が導き出される。律院はその構成員の出自からも分かるようにケルン市と密接な関係を持っていながらも、市当局は直接律院に支配権を行使する権力は備えていなかった。先程紹介した一五二五年に発生した市民騒擾の際市参事会に提出された一八四条項の中で、第七六条で反乱市民側は全ての教区司祭の提案権を教区共同体に移管することを求めた。対し市参事会は参事会にはこうしたことを決定する権限はなく、教会が判断することだとして要求を拒絶した^①。市参事会は一五六五年に全ての教区共同体の教区長に対し *Better* の会計報告を毎年市参事会に行なうことを義務付けたが、これ以上教区の救貧システムに介入する姿勢は見せなかったのである。

以上、教区の救貧システムについて詳述することで市当局による教区の *Better* に対する関与の限界を指摘することが出来た。次に市当局がケルン市民の扶養、矯正、つまり規律化に貢献した例をいくつか挙げてみたい。それにより市参事会が救貧事業において担っていた役割と方向性が明確に提示される筈である。

- ① 共住聖職者団。ケルンでは既に一六世紀、共住制度は崩れており、貴族専用であった一部の律院を除いてその成員の多くは、ケルン出身者によって占められていた。施療院を併設していた律院は聖マリア・イン・カピートル、聖ゲレオン、聖パンタレオン、聖アンドレアスの四つ。マリア・イン・カピートルは女性のみが入ることが出来、定員は二人。ゲレオンは律院の職員のみが入れて、定員は六人。パンタレオンは年を取った病気の女性の為の施設で、定員は不明。アンドレアスは収容者に関しては不明で、定員は四人から八人であった。いずれにせよ定員は極端に少ない。 *Jutte, a.a.O., Armenfürsorge, S. 294f.*

- ② イッパヴァルトとヨハン・バプティスト。前者は一六世紀に市参

事会が管理権を取得した施設で、後者は元来巡礼者用の施設であった。この二施設に対し、市参事会は健常者は三日、病人は三ヶ月という収容限を設けるようになった。その他、病人の為の施設が「広き扉」とレヴェリエンの二つで両方共市営。その他レブラ患者用のメラレーン（市営）、老人用の万聖（市営）などが市壁内、或いはその周辺に存在した。他に聖コロンバの特別共同体役人によって管理されていた年を取った女性用の聖アグネス、年を取って体が弱った女性使用人の聖十字架などが市内にあった。

- ③ 低地地方のターフェルについては、例えば河原温「中世後期ネーデルラントにおける教区貧民救済——ヘントの聖霊ターフェルについて

——」『史学雑誌』九五—九、五七頁から六九頁。

- ④ „Item in allen kirspelen zween erder manne zo kessen als sent peter und sent jan umb mit dem vrede alle sontags und heiligtags in den kirchen umbzughain und zo bidden vur die armen huysermen in demselven kirspell.“ C. v. Looz-Corswarem, *Die kölner Artikelserie von 1525*, in: F. Peiri (Hrsg.), *Kirche und gesellschaftlicher Wandel in deutschen und niederländischen Städten der vorwärtigen Neuzeit*, Köln/Wien 1989, S. 150.
- ⑤ „uff den 169. mach ein e. raide sollichs woll byden, daß darselbige werde“ Ebd., S. 150.
- ⑥ 聖小マルティン、聖ブリギッタ、聖アルバン、聖マクシムス、聖ペーター、聖コロンバの十一。
- ⑦ ケルン市内の律院は一一存在したが、その内五つは貴族しか入ることが出来なかった。残りの聖ゼヴェリン、聖クニベルト、聖アンドレアス、聖アポステルン、聖マリア・イン・グラデイス、聖ゲオルクは次第にケルン出身者が多く占めることとなる。詳細に関しては差当つて H. Johag, *Die Beziehungen zwischen Klerus und Bürgerschaft in Köln zwischen 1250 und 1350*, Bonn 1977, S. 33f. 参照(シラウ)。
- ⑧ 律院の財産所有に關しては、M. Gechter, *Kirche und Klerus in der städtischen Wirtschaft im Spätmittelalter*, Wiesbaden 1983 が詳しく。
- ⑨ 彼の住んでいた聖ヤコブ教区では、四人の Kirchmeister (教区長) が Achter とする八人の教区共同体の有志から選出された。彼が生きた一六世紀後期には既に世襲になつてた。彼が教区長に選出される過程に關しては、Das Buch Weinsberg I, S. 325. への教区共同体全体の概要について K. Corsten, *Studien zur Pfarrgeschichte von*

St. Jakob in Köln, in: *AVVN* 146/147, 1956, S. 5-86.

⑩ K. Miltzer (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte der kölner Laienbruderschaften vom 12. Jahrhundert bis 1562-63*, Düsseldorf 1977, Bd. II, S. 1109f.

⑪ 教区共同体と律院の教会保護権を巡る争ひに關しては、E. Hegel, *Die Entstehung des mittelalterlichen Pfarrsystems der Stadt Köln*, in: *Die Kunstdenkmäler des Landes Köln Nordrhein*, Beiheft 2, Ratingen 1956 S. 68-89. 並びに J. Dorn, *Der Ursprung der Pfarreien und die Anfänge des Pfarrwahlrechts im mittelalterlichen Köln*, in: *Z. d. Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung*, 1915, S. 112-164 の内、特に S. 151 以下参照。

⑫ その他聖アポステルン教区では同名の律院の正副議長 (Thesaurar) が司祭を務め、聖ゼヴェリンでも同様であった。聖マリア・イン・アブラム教区の司祭は律院聖ウルスラの聖堂参事会員であり、聖ルプス教区の司祭は律院聖クニベルトの聖堂参事会員、聖クリストフ教区の司祭は律院聖ゲレハムの司祭であった。Johag, a.a.O., *Beziehung*, S. 83ff.

⑬ Corsten, 前掲論文参照。尚、律院聖ゲオルクと聖ヤコブ教区との間の一三三三年教区司祭の選出に關し取り交わされた協約書 A. D. v. d. Brincken, *Das Stift S. Georg zu Köln. Urkunden und Akten 1059-1802*, 1966, S. 9f. 所収。實際上の選出に關しては、Das Buch Weinsberg II, S. 72f.

⑭ Looz-Corswarem, a.a.O., *Artikelserie*, S. 134.

⑮ Jütte, a.a.O., *Armenfürsorge*, S. 280.

二節 市参事会による規律化

(a) 精霊の家

ケルンにおけるこの施設の設定は一三世紀と比較的古い。他都市における同名の施設と異なり、ケルンの「精霊の家」は在宅貧者の為に喜捨の分配を行なう施設であった。市参事会は一三二七年にこの管理者 (Provisor) の任命権を獲得した^①。設立当時は施療院としての機能を持ち、兄弟団によって運営されていたが、金銭面で困難が生じたのを契機に管理が市参事会に任されるようになった。在宅貧者用の施設に変化していったのは恐らくその後である。教区共同体の Armenbetter では援助を受け取ることの出来る人数は限られていた。従って敬虔な生活を送っていても、扶助に預れない貧者が多く炙り出ることになる。この Better で篩い落とされた大多数の在宅貧者に対し扶助を行なったのが「精霊の家」であった。ヨハークが一四世紀の史料から算定した結果によると、一四世紀半ばまでの時点でこの給付を受けていたのは一四〇〇人に達したらしい^②。

喜捨を受け取ることが出来る者の資格はまず第一に他の施療院の住人であった。第二に教区の Better に登録をしている者、第三に教区内に居住する全ての貧民である。喜捨内容に関しては、一六世紀の初期までは食物の現物給付が行なわれていたが、一五二三年には現金も追加された。遂に一五四三年には現金のみという現実的な方法に進歩していった。喜捨は毎土曜日と一定の決まった祝日に最初は九ヘラーずつ与えられた。この金額は時代が下るにつれ次第に十、一二、二四ヘラーと増加されていく。喜捨は大聖堂脇の分配所でなされ、施療院や教区から一人ずつ代表者が出て、三つの王冠と一一の炎というケルン市の紋章の付いた袋に喜捨物が入られた^③。喜捨の為の資金は市民からの自主的な寄付により賄われていた。救霊に対する興味が高揚し始める一五世紀末期から特に精霊の家への寄付は増大していった。このことは市民が遺した遺言書を分析することにより明らかとなる。その原因は精霊の家で扱われる貧民の数の多さにあると思われる^④。

喜捨を受けた貧者は寄付者の救霊の為に祈ることが義務とされていたので、貧者の数が多い程救霊への期待は高まる。つまり遺言書で慈善施設への寄付が増加しているからといって、市民の公共善への意識の変化や共同体成員としての義務感の高まりといった感情を読み取ることは困難であるといえる。それらの遺言書の常套句は「○○の魂の救いの為」であった。一部のプロテスタント都市やイングランドでなされたような救貧税を市参事会が取ろうとしたら、恐らく市民の激しい拒否反応にあったことだろう。喜捨は自発的になされなければならなかったからである。

市参事会は市参事会員の中から精霊の家の管理者を任命し、財政の管理をさせ運営に当たさせた^⑤。個人の設立から出発した精霊の家であるが、この時点で完全に市営化していたといえよう。但しこの事実だけで市参事会が市民生活の規律化に成功したと考えるのは早計である。他都市における精霊の家とは、貧民を収容し規則正しい生活習慣を強制し、労働を課すといった矯正施設としての性格が濃かった。しかしケルンでは単なる喜捨の分配施設に過ぎず、受け取り資格者も人数の多さを考えれば恐らくあまり吟味されなかったことが推測される。この施設が近代的な慈善施設であったのか、それとも教会が儀式的に行なってきた喜捨を単にシステム化したものに過ぎなかったのか今後更に検証が必要であることは言うまでもない。

(b) 捨て子養育施設

次に、市参事会が積極的に慈善事業に関与を示した例として、捨て子養育施設について触れる。ケルンで捨て子養育施設が存在が史料上初めて登場するのは一四五八年である^⑥。しかしこの時点では、個人が捨て子の面倒をみていたらしいことが分かるのみで、恒久的な施設として運営されていたかどうかは定かではない。市参事会は一五世紀後半まで、捨て子の養育に配慮しようとする姿勢は示さなかった。大聖堂の前が捨て子の遺棄場所として主に選ばれていた。これは教会が放浪する子供達に聖堂内での物乞い行為を許し定期的に喜捨を行なっていたからである。市当局が捨て子の養育に関心を

示しだした時期が浮浪規制が頻発し出した時期と重複しているのは決して偶然ではない。これは都市に蔓延る浮浪や怠惰の予備軍を矯正し、正しい道に向かわせようとする努力の一つであった。

しかし市参事会の態度は最初から消極的であった。一四五八年に燃料として炭を施設に配給しているのが最初である。その後一四七七年五月二日、市参事会はこの施設における子供の養育が規律正しくなされていないことに「特別に女性がかわいそうな子供達の面倒をみるように命令されているが、彼等は礼儀も知らず肉体的にも健全に躱げられていない。」として憤っている。対し市参事会は市参事会員の中から二人の人物を「かわいそうな子供達を扶養するのを助けるよう特別に任命」し、今までの悪弊を除去する旨が市参事会令として出されたのである。そして一四八七年、市参事会は専任の役人をこの施設の為に任命したのである。また市民の寄付の対象として、捨て子養育施設はまだ脚光を浴びてはいなかった。この施設に対する寄付は、一五〇一年、ペーター・リンク博士の二〇グルデンという寄付を皮切りに次第に増していき^⑧が、施設を維持出来るまでには達しなかったのである。この施設はアルター・グラーパーンという貧民街からその後「鶏の穴」という地区に移転したが、その移転の一年前、市参事会がこの施設の恒常的な管理者である Provisor の任命権を把握するに至って完全にこの施設は市の支配下に入ることとなった。そして一五三〇年、市参事会により施設の規約が作成されたのである。規約では第一に管理者の任命と財政管理に関することが述べられ、さらに「いかなるのらくら者 (Mullensüßer)、物乞い、あるいは他の墮落した子供達は捨て子施設に受け入れてはいけない」ことが明記され、既に浮浪化してる子供には矯正の道は閉ざされていた。この規約ではどちらかというと職業教育に重点が置かれていたことが推察されるのみで、実際どのようなカリキュラムの下で教育がなされていたかについては一切不明である。

ケルンでは庶子に対する差別はあまりみられず、聖職者の子供でさえも自然に社会に受け入れられていた。このような倫理的規範の緩さが、捨て子養育施設のような施設が発達しなかった理由の一つになっているかもしれない。収容人数に關しては一五三七年のみが判明しているが、その時点で一五人という少なさであった^⑨。これは他都市の同様の施設と比較

するとかなり少ないといえるだろう。

市参事会は規約作成後この施設に対し適宜援助を行なうようになった。穀物給付が一五二七年、布の給付が一五三七年、パンの給付が一五三八年と四〇年、豚肉が一五四〇年、他の施療院から資金を回すように定めた一五三四年などである。^⑩

これらの給付で特徴的なのは、不正になされた取引などで押収した品物や罰金を回したり、市内に徘徊する持ち主不明の豚を与えるといったもので、非常に場当たりの援助を行なっている印象は拭えない。例えば貧しい娘達に関しては、コンラート・リンクが一六世紀始めに基金を設立したのに対し、^⑪捨て子対策には基金を設立することはせず、子供を捨てた両親を捜し出し引き渡すことが先決とされていた。但し一五四九年、その姿勢に変化がみられる。恐らくは自分の庶子を捨てたであろう裕福な市民の父親に対し、市参事会は子供の養育資金を出すように命令しているものの、父親へは引き渡してはいないのである。^⑫恐らくこの子供は捨て子養育施設に引き取られたのだろう。

しかし、市参事会が捨て子養育施設を自らの管理下に置き、子供の訓育を指導する試みは不十分に終わることとなる。教育カリキュラムが整備され、財政基盤が安定したのは一七世紀、イエズス会が捨て子養育施設を所管内に移設し全面的な管理を行なうようになってからであった。^⑬市参事会の努力にも関わらず、結局はイエズス会という教会内組織によって捨て子の管理はなされることとなった。例えばドイツがリヨンの例で示した大施物会の成功とは市当局としてあまりに捨て子に対する意識の差異があったといつてよい。^⑭リヨンでは引き取り手のない子供は市参事会の養子となり、徹底した職業教育がなされ、高等教育まで授けられたのである。

それでは本章を総括する意味を込め、ケルン市当局の救貧対策への消極性に関して考えてみたいと思う。ここで手掛かりとしたのは先程も取り上げた一五二五年の市民騷擾で起草された一八四条項である。この反乱者側の要求の中で市の救貧政策に関するものは僅か二項に過ぎない。第一二三条で反乱者側は「余所者の物乞い、浮浪者を監視し、追い払い、

その代わりに貧しい市民が扶養されるように」と要求しているのに対し、市参事会は「……そのような秩序が作られることには喜んで受け入れる。アムト、ガツフェルは会員にスコットランド人、浮浪者や泥棒のような軽率な輩を受け入れることのないように」と命じている。^⑩ このようにこの条項で求めているのは、今まで述べてきたように、市参事会が余所者の物乞いを追放するよう頻発に発令した規制令の内容と内容を異にすることはない。従って市参事会はこの要求を抵抗なく受け入れるのである。しかし一四七条では市参事会の態度は異なる。反乱者側はここで「キリストの教えに誓って、貧しい人たちを扶養する為の条令を定めるように」と求めたのに対し、市参事会は「……それについては良き秩序が保たれているとみなしている。市参事会はのらくら者や浮浪者達に立ち去るようにと命じているので……」^⑪と返答した。反乱者側は飽くまでニュルンベルクでなされたような、市内の在宅貧者を扶養する為の条令を制定するよう迫っているのに対し、市参事会は「秩序は保たれている」とやんわりと要求の焦点を反らし、結局は改革条令を作成することを拒否しているのだ。

何故、市参事会はこの要求を拒否したのか。ユツテは教区の Armenbretter、つまりロミューンとしての教区共同体の救貧システムを優先したことを理由として挙げている。しかし少なくとも一五二五年の段階ではまだ大半の教区において Armenbretter は機能していなかったため、市政府が救貧改革条令を作成する必要がなかった程、市民に対する救貧システムが整備し、秩序が保たれていたとも思えない。それでは市の財政危機が救貧対策に着手することを困難にしたのか。しかし他都市はまさに財政危機だからこそ、改革条令を起草、整備し、強制的に富める者から貧民へ富を循環させるといふシステムを作り上げていったのだ。ケルン市でも度重なる戦乱のせいで財政はかなり逼迫していた。しかし一五世紀末から、施療院や兄弟団、在宅貧者などの市民の寄付は却って増加しているのである。改革条令制定に何故消極的であったかを探る手がかりとして注目しなければならないのは教会と市参事会との関係である。フランドルの大都市、カトリックの都市イーブルでなされた救貧改革が市内の托鉢修道会の強烈な反対に合い、市の措置を異端だとしてソルボンヌ大学

を提訴したように、物乞い行為を禁止するということは托鉢修道会の生活基盤を脅かす恐れがある。従ってケルンの場合も市内托鉢修道会の動向を考慮する必要がある。ケルンでは市内に合わせて五つの托鉢修道会があったが、市民への司牧という点で多大な影響力を保持していたのはドミニコ会とフランシスコ会であった。特にドミニコ会は、市立大学であったケルン大学の神学部を支配しており、異端審問官として彼等が活躍するようになってからは市政にも影響を及ぼすようになったのである。市参事会は一六世紀初頭、書物の印刷権をドミニコ会に認可した頃から同修道会との密接な繋がりを一層強化していった。しかしケルン市参事会が他都市でなされた救貧改革を「ルター的」と見做していたかという点、ノルボンヌに提訴されたイーブル市の困惑を考慮すれば否といつて良いだろう。

それでは皇帝の都市の救貧に関する見解はどうだったか。一五三一年に皇帝カール五世がネーデルラント地域内の諸都市に対し出した救貧対策に関する勅令をみてみよう。この勅令は今までに救貧に関してなされた議論を総括しているという点で大きな意義を持つ^②。第一条では施しを求めて放浪する行為を禁止するよう都市に対して命じている。但し托鉢修道会と囚人と癩病患者にはそれを許すよう留保が付けられているのが特徴的である。更に第六条において「貧者の食卓、施療院、兄弟団や禄や施しからミサや分配をなす他の慈善施設全てによって、件の貧者の食卓、施療院や兄弟団の *Messer* を作るように……」^③とあるように、救貧制度を在地の世俗当局に管理させることを正当と見做し、市当局が専門の委員会を設置して救貧の為の財源を市当局の手に移管することが容認された。つまり、皇帝は世俗当局によって救貧システムが管理されることを「ルター的」と見做すどころか、少なくとも一五三一年の段階においては積極的に推進する立場にいたことになる。ケルンはネーデルラント地域ではないが、地理的に近く低地ドイツ語圏という点でもフランドルとは緊密な関係にあったので、勅令の内容は市当局の参事会員達も当然見知っていたことが予測される。しかしその後ケルン市は改革条令を起草しようとする姿勢は取らなかつたのである。その原因の一端は教会勢力の市政への影響力があつた。一六

世紀前半、各地で宗教改革運動が激しくなると、ケルンはカトリック擁護の急先鋒に立つこととなる。市内では書物検閲が一層激しく行なわれるようになり、市参事会の認可を得ない書物は印刷も許されないようになっていく。そこで托鉢修道会は市参事会への助言という形で市政への関与を強めていくことになるのである。このように托鉢修道会の市参事会への強い影響力は、市参事会にとつて彼らの生活基盤を揺るがし兼ねない物乞いの絶対禁止を伴う本格的な救貧改革制定への間接的な足枷になったと考えられないだろうか。

- ① Stein, a.a.O., *Akten* II, S. 13.
- ② Johag, a.a.O., *Beziehung*, S. 172ff.
- ③ Jütte, a.a.O., *Armenfürsorge*, S. 309ff.
- ④ ケルンにおける遺言書と信仰心の高揚に関しては、前掲森谷美幸「中世後期ケルンにおける都市と教会」『史林』八二—三、第三章参照。
- ⑤ 一四四〇年の段階で「おおよそ二十ペルクの動産と一三九軒の家屋からの定期金収入を得ていた」Wolkowsky-Biedau, a.a.O., *Armenwesen*, S. 45.
- ⑥ Stein, a.a.O., *Akten* II, S. 364.
- ⑦ „...ind besonder dat die frauwe, die die arme kyndere in beveill halt zo verwaeren, sich nyet voedrich noch vlyschich daan bewyst noch en heli,...“ 一四七七年五月二八日° Stein, a.a.O., *Akten* II, S. 556.
- ⑧ E. v. Groote, *Das Waisnhaus zu Köln am Rhein*, Köln 1835 S. 47.
- ⑨ „...sall men gheynner Mylenstolffer, bedler, oder eylicher anderer lude kynder in dat fundelinge huyfsvntfangen...“ Ebd., S. 4-7.
- ⑩ Jütte, a.a.O., *Armenfürsorge*, S. 269ff.
- ⑪ Groten, a.a.O., *Beschlüsse* III, S. 380., IV, S. 488., S. 523., S. 661., S. 688., S. 287.
- ⑫ 一五一四年二月八日° Huiskes, a.a.O., *Beschlüsse* I, S. 214.
- ⑬ Groten, a.a.O., *Beschlüsse* V, S. 668. しかし僅か一年前には一人の独身女性が通りに三人の子供を置き去りにしたことに対し「両親を捜し出し即刻子供を引き渡す様命ずる市参事会令が発布されている」Ebd., S. 628.
- ⑭ J. Dicks, *Die städtischen Waisenerziehung von 1520 bis 1825*, Phil. Diss. Köln 1925, S. 6ff.
- ⑮ リモンビザ「一五三四年頃からジャン・ユ・ヴォーゼルとサンテヤ・バニーニと二人の人文主義者の指導の下、孤児や捨て子のための教育改革プログラムを実行した」° 改革の内容に関しては「メイヤース前掲『悪毒の王国 異端の都市』六七頁以下参照」。
- ⑯ „...die usswendige bedeler und stoercker, dat die ussgetewen und arme burgere derhalven versien werden“ Looz-Corewarem, a.a.O., *Artikelserie*, S. 139.
- ⑰ „...ein ersamer raide ordnungh daruff zumachengutwillich, und begeren, dass die amptere und gatfein auch uff ind irer geselschaft

keyne lichtvertige personen als schotten-geyler und roiffieren annehmen. ..." Ebd., S. 139.

①⑨ „Dat noch ein ordenung uff die arme lude verordent wurde, zu underhaltung derselver umb cristlicher truwen willen..." Ebd., S. 146.

①⑩ "...das darauf gut ordnung uffgericht wurde..." Ebd., S. 146.

①⑪ Jütte, a.a.O., *Armenfürsorge*, S. 281.

①⑫ Groten, a.a.O., *Beschlusse V*, S. 131.その他、ルター主義の疑いをかけられた書籍に関し、大学の責任者、学長などがフランシスコ会の所で協議をする様に命じた市参事会令がある。一五四三年六月一日。

三 救貧対策と人文主義 ——リンク一族の関与を中心に——

ここで救貧改革を支義える理論的支柱となつたとされる、人文主義の影響について考えてみたい。特にカトリック都市が救貧対策を行なう上で、エラスムス、ビーベス、ソトーなどの人文主義者達の救貧に関する思想が影響を及ぼしたということは、ゲレメク、デイヴィス、ユツテなど各研究者が認めるところであるからである。その中でもスペインのバレンシア生まれでフランドルやイングランドで活躍した、ファン・ルイス・ビーベスがブリュージュの市参事会員宛てに書いた「貧民救済について」は、市政府が貧民救済対策に如何に取り組むべきか、その為に必要な具体的な方法論を述べたものであり、その後カトリック都市で行なわれた救貧改革の手引書になつた著作である。リヨンの例のように、人文主義者が直接救貧改革を指導した例も報告されている。①⑬従つて人文主義思想の発展と救貧対策の進行及びその成否は不可分の関係にあるとは断言出来なくとも、ケルンの場合においてもその分析は必要不可欠である。

ケルンの上層市民へ人文主義が如何に浸透していたかを探る手掛かりとして、リンクという一族の系譜を検証すること

Groten, a.a.O., *Beschlusse V*, S. 154.

①⑬ J. Lameere (Hrsg.), *Recueil des Ordonnances des Pays-Bas*, 2e s. I., III, 1902, pp. 268-270.

①⑭ "...tables des povres, hospitalux, confraries, et autres, qui ont obitz et distributions de prebendes et aumosnes, se faire une commune bourse pour en faire distribution aux povres, a ladvys des maistres et gouverneurs dicelles tables de povres, d'ospitalux et confraries, ensemble de ceulx que les officiers et gens de loy en chascune de la charite en la maniere cy aprez declaree..." Ibid., p. 269.

にする。リンク家のケルンでの足跡はハンザの大都市、コールバッハから一五世紀半ばにヨハンがケルンに移住して来たことから始まる。^② 彼はイングランドと交易を行なっていた遠隔地商人で、父親はコールバッハの市長で地元の有志であった。この一族はケルンにおいても数多くの市参事会員を輩出したが、何故か人文主義に傾倒する者が多かったことでも知られている。従って、ケルンの指導層内部において人文主義思想がどの程度拡大していたかを考慮するには格好の例であると思われる。

その中でも最初に名を残した人物は、前章で捨て子養育施設に初めて多額の寄付をしたペーター・リンク博士である。^③ 彼は一五世紀後半、ケルン大学の法学教授として活躍した人物である。エルフルト、パリ両大学で学び、ケルン大学教授に就任、三回大学の学長 (Provost) にも選出されている。彼はケルン内外の人物主義者達と幅広く交際し、ギリシャ語文献のラテン語への翻訳も行い、ケルンにおける人文主義の先駆者と評されている人物である。政治キャリアはなく、一度カルトウジオ会に入会し聖職者を志したのだが、虚弱だった為学問の道に入った。彼は聖コルンバ教区の教区長を一四七五年から一五三〇年まで務めている。参事会に入ることはなかったので施療院の Provost になるなど直接慈善施設との関わりは持たなかったが、彼が都市の貧困問題に関しどのように考えていたのかは、一五〇〇年五月五日に作成された遺言書で一端を識ることが可能である。^④ 彼は父親ヨハン同様、聖レヴェリエン施療院に狂人を収容する為の施設を設立する様多額の寄付をしているのを始め、市内の各施療院、教区教会、そして貧しい娘達や娼婦、そして勿論捨て子に対しても寄付を遺している。彼は遺産の半分以上を慈善の為に費やしており、慈善施設への寄付自体は彼に限らず一五世紀末から増加傾向にあったものの、彼程多彩で細かな配慮が感じられるものは他に類を見ない。特に貧しい娘達、娼婦、捨て子といった対象への寄付はそれまで一般的ではなく、道徳矯正により社会の規律化を目指した人文主義者的世界観を反映したものと云ってよいだろう。

ヨハン・リンクはペーターの従兄の息子に当たる。彼はイングランド交易に従事する遠隔地商人であったが、ケルン大

学人文学部出身であり、セバステイアン・ブランド、ロイヒリンやツヴィングリとも交際を持った人物で、イタリアからケルン大学にラベンナのピエトロという人文主義者を招く為に尽力している。彼は一五一四年初めて市参事会員に選ばれ、四回ゲブリヒになっている。更に彼は市参事会員の中から選ばれる、ケルン大学の責任者 (Provost) 職にも就き、更にペーター同様に聖コルンバ教会の教区長を一四九六年から一五一六年まで務めている。彼は遺言書を一五一六年に作成しており、ここには彼の貧民観が読み取れる。彼は貧民への喜捨の為に六〇〇フローリンを、「かわいそうな在宅貧者で、物乞いでない者に、毛皮、靴、現金を喜捨し、与える」とあるように、文言に「物乞いでない者」という留保が付いているのが特徴的である。

彼の弟達、コンラートとアドルフも救貧施設への寄付に大きな関心を示した。コンラートは一五一四年、貧しい娘達の結婚資金の為に基金を創設、市内の三つの施療院の Provost になっており、アドルフは一五一四年から三八八年まで市長職を九回勤めた高い政治キャリアの持ち主であったが合計七つの施療院の Provost を勤めた。^⑥この七つという数は一人が担当する数としてはかなり多いもので、彼が慈善施設の管理というリンク家の伝統を着実に受け継いだ結果といえる。この施療院の Provost 職はやはり世襲が多く、特定の家系に集中しているのだが、リンク一族は特筆すべき数であるといえる。またアドルフは聖コルンバ教区共同体の教区長でもあった。

先述したヨハンの息子、同名のヨハン・リンク博士はポローニヤ大学に留学した後ケルン大学に戻り、一五六〇年ケルン大学の法学教授になった。五八年から五九年まで大学の学長になっている。一五三一年に一度だけ市参事会員を務めたが、その後は学問の道に戻ったようだ。彼は人文主義者として知られ、エラスムスと書簡を交わしていた。エラスムスは手紙の中で「最も高潔で英邁な人物」と賛辞を送っている。

以上のように、リンク家の人々は代々都市の救貧問題、教育問題に高い関心を抱いており、政治キャリアのある者は慈善施設の管理者になるなど、積極的に都市の救貧業務に関わっていたことが証明された。また彼等のうち何人かは教区共

同体の教区長として、教区の財政を運営し、教区民の信仰生活の管理に携わっていた。また、リンク一族の人文主義との関わりは言うまでもないが、彼等のみならず、ケルンの政治支配層の中には人文主義に傾倒していた者が多かったことが分かっている。しかし、彼等の中から救貧改革条令を制定して、改革を指導しようとする動きが何故起こらなかったのかその背景を探らなければいけないであろう。

ここでケルンにおける人文主義者が置かれた状況について考察する。ケルンは宗教改革運動が発生するまでは人文主義関連の著作出版の中心地であった。エラスムスもケルン内の人文主義者達と親交を持っていた。エラスムスはマルカエウスというケルンのベネディクト会の女子修道院長に対し送った書簡の中で、ケルンの町全体が祝福に満ちていると語っている。その理由は多くの聖遺物を市が保持しているからであり、市所有の聖人の生き方をそのまま学び続けるなら、ケルンは更に恵まれた都市になる、と語っている。しかし、宗教改革運動が各地で激しくなってきたからは市政府による書物検閲の厳しさが増していった。一五三〇年以降の参事会令においては、新しい思想が書かれている疑いのある書物を押取したり、ルターの思想を教えている疑いのある教師に講義を禁止するといった内容の勅令が目立つようになる。結局市参事会の認可を受けない本は印刷、出版、所有も許されなくなった。この中にはルターとは直接関係のない人文主義者達の著作も含まれていた。前章で書物の検閲にドミニコ会が深く関与していたと述べたが、人文主義者の活動の場である筈のケルン大学は神学部が大きな影響を保持しており、その神学部はドミニコ会士のスコラ学者が支配していた。その後下ドイツ地域の人文主義者達が経済的に繁栄するケルンに集まり始め、リンク家など都市の指導層がパトロロンとなり外国人学者を招くこともあった。しかしケルン市民の中には外国人への忌避感も根強く、給料などの問題で小競り合いも生じたので、人文主義者の活動の場としてはあまり良い状況ではなかったようである。ヨハン・リンクが招いたラベンナのピエトロは授業方法を巡って市参事会と対立しているし、ファブリウス^⑩といった学者に対し市参事会は講義の禁止を傳達している。ケルン大学の人文学部は激減していた学生増加を図り、一五二〇年から教師達がその当時の人文学者達が書いた著作を授

業のテクストとして使用することが出来るよう市参事会に要求した。しかし一五二五年、教師達が望んだエラスムスの著作ではなく、一部の人文主義者の著作の使用が許可されたのみに終わった。人文学部の抜本的なカリキュラム改革は一六世紀末、イエズス会の指導下に行なわれるまでなされることはなかったのである。^⑩

このようにケルンでは市民の中から有能な人文主義者を育成する土壌は存在しなかったし、外国から招いた人文主義者に対しても市参事会の圧力は激しかった。しかしそれでもリンク一族のように、市政の中枢に食い込んでいた都市上層市民に人文主義への理解が深かったことは市参事会の管理下にある慈善施設を整備し、監督業務を受け持とうとする動きへ繋がりに、主に彼等のような富裕者によってなされた莫大な慈善寄付は、捨て子養育施設の充実や貧しい娘達の為の結婚基金のような新しい社会規律の為の慈善の形を生むこととなった。そして彼等は一方で教区の代表者として教区レベルで現実的な形での救貧システムを実施していったのである。例えば市政府が主導して救貧改革が実行されなかったとしても、全体を俯瞰すれば一見改革がなされたように見える程、市民に対する福祉政策は充実していったのである。しかし結局内実は中途半端にしかシステム自体は変化することはなかった為、市民への真の救貧と生活の規律化は、恒久的な矯正施設として監獄が登場し、捨て子の訓育などにカトリック教会内の改革施設であるイエズス会が関与するようになる一七世紀に入るまで完遂されることはなかったのである。

① リヨンの改革を指導したのは、神学博士であり、司祭でもあったジャン・ド・ヴォーゼルとルッカ出身でドミニコ会士であったサンテ・イ・バニーニ。二人とも人文主義者であった。マイヴィス、前掲『愚者の王国 異端の都市』五一頁から五三頁。
② リンク家はケルンに移ってから、ハンザとの交易に従事する者々多かっただ。F. Isigler, *Hansekaufleute: Lübecker Verkinohusen und die Kölner Rinck*, in: *Hanse in Europa*, Köln 1973, S. 313.

③ W. Schmid, *Stifter und Auftragneher im spätmittelalterlichen Köln*, Köln 1990, S. 63f.
④ B. Kuske, *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*, Bd. III, Bonn 1928, S. 304f.
⑤ „...darvur armen huyssamen und sust geimen anderen bedeleren...“ Ebd., S. 301ff.
⑥ Schmid, a.a.O., *Stifter*, S. 164ff.

⑦ H. Allen (ebd.), *Opus Epistolatum des Erasmi* IX, pp. 340-341, pp. 459-460.

⑧ J. Monnica (ebd.), *Collected Works of Erasmus*. VI. Toronto 1974-, p. 2.

⑨ 一五〇六年から一五〇八年の間、ケルン大学に招かれたイタリア人の法学教授。人文主義者であり、キリストの埋葬に関する彼の神学的見地がケルン大学のスモラ学者達の怒りを買い、論争になった。J. Mehl, *Humanism in the Home Town of the Obscure Men*, in: *Humanismus in Köln*, Köln/Wien 1991, p. 4. しかし、行った人文主義者に対する風当たりを人文主義者とスモラ学者の思想上の対立に還

元せず、外国人に対するドイツ人の忌避感や、人文主義者達の授業態度の怠慢などの理由から説明しようとする研究も最近出てきている。例として J. Overfield, *Scholastic Opposition to Humanism in Pre-Reformation*, in: *Viator* 7, 1976, pp. 391-420.

⑩ Groten, a.a.O., *Bachhisse* III, S. 375.

⑪ C. G. Nauret, Jr., *Humanists, Scholastics, and the Struggle to Reform the University of Cologne, 1523-1525*, in: *Humanismus in Köln*, pp. 39.
⑫ *Ibid.*, pp. 74.

終わりに

以上、本稿では救貧対策に対するケルン市参事会と教会や人文主義者など市内の諸勢力との関係を考察することで、一六世紀における都市ケルンの社会統制の在り方を明らかにしようとしてきた。最後に全体を総括する。

第一章ではケルン市当局の治安、風紀に対する統制力の脆弱さを検討した。そのような統制の不十分さの背景には、都市役人の腐敗が恒常化していたことがあった。また、市内の教会所領の多さにより都市当局の支配権が分散状態にあったことも規制の完遂を困難にしたのである。

第二章では都市貧民の扶養という問題に都市当局や教区が如何に扶助システムを構築していったかを明らかにした。その中で判明したのは教区共同体を中心とした救貧システムの分権体制である。しかし各教区共同体の独自の発達過程、特に各教区ごとの不均衡な権力構造の実態は、市当局の教区に対する統制強化を益々困難にしたのである。また教会施設による貧民への喜捨は一六世紀を過ぎてもまだ形骸化しておらず、富裕者の救霊と貧者への施しという共生関係は近世以降

もずつと機能し続けていたのである。このことは一六世紀後期ケルンで活躍した市参事会員ヘルマン・フォン・ワインスベルクの回想録^①の記述によっても証明される。一五八九年二月七日「イエズス会士フランシスクスは旧市場近くの市の建物内で貧しい子供達の為に盛大なもてなしを行なった^②」ことが書かれている。このイエズス会士は二年前からケルン市内の教会前や小路で寝ている浮浪者達に教えを説き、富裕者から前もってもらっていた喜捨を与えた。市参事会は今後そのような行為を行なうことを禁止する旨をイエズス会に通達したが、守られたかどうか定かではない。ケルン市で他都市と比較にならない程、一六世紀の間教会や慈善に対する寄付が増加したということは、単にカトリックだからという理由では説明がつかないであろう。本格的な救貧改革条令の起草の障害となったのはこうした教会勢力の強さと何より市民の支持が背景にあり、それは市民個人としての救霊への希求の表れであった。

第三章では支配層への人文主義思想の浸透を考察した。そしてリンク一族のような新しい慈善思想の洗礼を受けた都市の指導層が行なった、個人的慈善寄付が従来の救貧システムを僅かながら変化させたと結論付けた。しかし彼等とて強大なカトリック都市ケルンでは改革を指導するまでの権力を持つことはなかった。従って真の救貧改革と見做せる社会の変化は、次世紀に教会組織のイエズス会が貧民の訓育に大きな役割を果たし、更に監獄が登場^③し市民生活の規律化がなされてからみられたのである。結局、一六世紀にケルンでなされた救貧「改革」は、農村の食料危機、疫病流行、雇用関係の変化や都市経済の行き詰まりなどにより発生した浮浪・貧困化という初期近代社会の歪みを、人文主義という薄い膜に包みながら、教会、教区といった中世的伝統で対処しようとした試みだったのだ。

従って以上の成果を社会統制に対するケルン市当局の支配構造の考察に当てはめるなら次のような結論を導き得る。既にケルン市が都市領主たるケルン大司教から法政上、事実上の自治権を獲得し、帝国自由都市になった後でも社会生活、宗教生活の側面で教会勢力が市民に与える影響が弱まったとはいえず、ケルン市当局は一六世紀以降もケルン市内の教会施設の動向を窺いながら市民生活の規律化を試みていた、といえる。勿論大司教と市内の教会諸勢力を一つのものとして

は扱えないし、救貧という伝統的に教会の管轄であった領域で見られる事象をそのまま市政統治に適用することは危険である。しかし少なくとも初期近世における教会勢力と市参事会の関係は、従来見做されていたよりもかなり強固だったといえるだろう。

- ① ヘルマン・フォン・ワインスベルクはワインを扱う商人で、ケルン市参事会員でもあった人物である。彼の書いた回想録は、一六世紀後期のケルン社会を理解する上で一級の史料といつてよいだろう。Das Buch Wensberg. Kölner Denkwürdigkeiten aus dem 16. Jahrhundert. Bde. V. Leibzig/Bonn 1886-1926.
- ② "...hat pater Franciscus Jesuita eine grosse gasterei im gebaurhaus uff dem Altermarkt vor arme kinder anachlagen..." Ebd.,

IV, S. 56.

- ③ 一六三六年、二人の聖職者によってフリジエン通りに聖サルヴァートルという仕事場が、物乞いの管理のために建てられた。しかし、この建物は、女性用の監獄としてしか機能せず、男性乞食にとつては施し物の案内所でしかなかったらしい。イルジーグラ、前掲『中世のアウトサイダーたち』三六頁から三七頁。

（京都大学研修員

）

beginning from Koko was regarded as the main, and the other as a branch. The same situation reoccurred early in the 11th century. This time, the scholars regarded the Enyu (円融) lineage as the main, and the Reizei (冷泉) lineage as a branch. After that, the treasure named Suzuka (鈴鹿), which the emperors in the Enyu lineage had owned, was added to the hereditary treasures of the emperor.

Entwicklung der Armenfürsorge in der Frühneuzeit, dargestellt am Beispiel der Stadt Köln

von

SAKURAI Miyuki

Armenfürsorge, wie wir sie heute kennen, gab es vor dem 16. Jahrhundert nicht. Sie lag zunächst hauptsächlich in den Händen der Kirche und wurde erst ab dem 16. Jahrhundert sehr zögerlich zur Aufgabe der Stadtoberkeit. Bereits gegen Ende des 15. Jahrhunderts hatte der Kölner Stadtrat die Bettelerei streng zu kontrollieren begonnen.

Aber es gab neben solchen kommunalen Versuchen, die Armenfürsorge zu regeln, immer noch die Armenfürsorge der Kirche. Und die sog. Armenbretter, ein System im Armenwesen, das von den Kirchspielgemeinden getragen wurde, richtete man sogar erst im 16. Jahrhundert ein. Natürlich hat es immer schon eine kirchliche Fürsorge für Armen gegeben. Hier funktionierte das Armenwesen recht und schlecht, denn sie war keine ständige Organisation. Und die Stadt hat nie den Versuch unternommen, solche gemeindlichen Armenfürsorge Einrichtungen auf Gesamtstadtebene zu vereinen.

Die Stadt selbst hat mit einem Waisenhaus und dem sog. Heiligengeisthaus selbst auch Armenfürsorge betrieben. Die Einrichtungen wurden erst im 17. Jahrhundert in der Leitung und Organisation effizienter. Ja sie wurden erst zu diesem Zeitpunkt ständige Einrichtungen, die bestimmte Aufgaben der Armenfürsorge zu übernehmen hatten, zumal es noch den sehr starken und einflußreichen Bettelorden gab. Und dieser Orden unternahm natürlich viele Aufgaben auf diesem Feld Aufgaben, die die Finanzen der Stadt sehr in Anspruch genommen hätten.

Das alles erklärt die Passivität der Stadt Köln hinsichtlich der Armenfürsorge.

Die ersten Versuche, die Armenfürsorge auf kommunaler Ebene zu regeln, waren somit nicht sehr erfolgreich. Kirchliche und Kommunale Armenfürsorge wirkten also als parallele Einrichtungen.

Das änderte sich mit Erscheinen des Humanismus als neue aufklärerische Idee. Auch reichere Bürger der Stadt waren nun eher geneigt, durch Spenden, die finanzielle Not der Einrichtungen der Armenfürsorge wenigstens teilweise zu mildern.

Das alles bedeutet ebenso, das die Stadtobergkeit auch in Zeiten von Nahrungskrisen oder Krisen, die durch die vermehrte Zuwanderung in die Städte entstanden waren, recht wenig auf diesem Gebiet untergenommen hat.

Erst im 19. Jahrhundert gab es Bemühungen, Probleme im Armenwesen durch gemeindliche Einrichtungen wirkungsvoller in den Griff zu bekommen. Die eigentlich wirksamen Organisationen wurden erst durch das Elend Zuge europäischen Industrialisierung geschaffen.

The Application of Law to the *yeke šabi* in Mongolia under the *Qing* Dynasty's Rule : Serfs of the Great Living Buddha and Criminal Cases

by

HAGIHARA Mamoru

Apart from the nobility and the slaves, the Outer Mongolian nomads under the *Qing* dynasty's 清朝 rule were classified into the following three groups of social standing: namely, *sumun-u arad*, who were the free subjects of the *Qing* emperor, *qamjily-a*, who were private serfs of the Mongolian nobility, and *šabi*, who were serfs of living Buddhas of Tibetan Buddhism. Although the outline of the judicial rule concerning *sumun-u arad* and *qamjily-a* has been made clear, the problem of what law was applied to criminal cases involving *yeke šabi*, who were serfs peculiar to the great living Buddha in the city of *yeke küriy-e* 庫倫 has not been clarified at all, because they were controlled under a special administrative organization. So far, we have three different theories. As a result of identifying the laws applied to three criminal cases of *yeke šabi* in the late *Qing* dynasty, this paper will show that in addition to the original Mongolian law *qalq-a jirum*, *Menggu li* 蒙古例 and *Daqing lili* 大清律例 of the *Qing* government had begun to be in effect by the end of the dynasty. Also, made clear is the continued use of *ulayan*